

平成26年5月27日開催

教育委員会会議録

福知山市教育委員会

- 1 開会の日時 平成26年5月27日(火)
午後1時30分
- 2 閉会の日時 平成26年5月27日(火)
午後3時10分
- 3 招集の場所 市民交流プラザふくちやま 4-1会議室
- 4 出席委員の氏名 倉橋 徳彦
瀬田 眞澄
大槻 豊子
塩見 佳扶子
荒木 徳尚
- 5 福知山市教育委員会会議規則第4条により列席したもの
教 育 部 長 池 田 聡
教 育 委 員 会 事 務 局 理 事 坂 本 幸 彦
教 育 総 務 課 長 眞 下 誠
教 育 総 務 課 参 事 藤 田 一 樹
次 長 兼 学 校 教 育 課 長 芦 田 誠
学 校 教 育 課 参 事 森 山 真
次 長 兼 生 涯 学 習 課 長 崎 山 正 人
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 芦 田 收
図 書 館 中 央 館 長 塩 見 英 世
- 6 福知山市教育委員会会議規則第15条による会議録作成者
教 育 総 務 課 長 眞 下 誠
- 7 議事及び議題
別添のとおり
- 8 質問討議の概要

別紙会議録のとおり

9 決議事項

議第 6号 原案どおり可決、承認

議第 7号 原案どおり可決、承認

議第 8号 原案どおり可決、承認

福知山市教育委員会会議規則第15条により署名する者

平成 年 月 日

福知山市教育委員会 委員長

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

教育委員会会議調製者 教育部長

教育委員会会議録

1. 開会

倉橋委員長が開会を宣告。

2. 前回会議録の承認

4月23日開催の教育委員会会議録について、出席委員全員異議なく承認されました。

3. 教育長報告の要旨

荒木教育長から以下の報告がありました。

① 少子化の進行

「子どもの日」を前に総務省がまとめた人口推計（4月1日時点）によると、14歳以下の子どもの数は33年連続して減少しています。少子高齢化がすすみ、地域のコミュニティそのものを維持することが難しい状況にあることから、本市においてもこういう時代に相応しい教育を考えていくことが大事であります。

② 平成26年度いじめ対策事業 全体計画について

平成24年度からいじめに対応できる能力を培うため、ふくちやまCAPによる子どもワークショップやおとなワークショップが行われ、今年度で3年目になります。この3か年で全小中学校で実施し、今年度は10校が取り組みます。また11月をいじめ防止強調月間とし、いじめ防止講演会を行う予定です。

③ 「小学校に一つ、私たちの自然博物館構想」について

昨年11月、京都大学自然博物館の大野館長から提案のあった「小学校に一つ、私たちの自然博物館構想」について、5月16日、夜久野学園で校長、副校長、教務主任が大野館長と協議を行いました。校長からは7年生が「夜久野自然博物館を作ろう」という主題で学習活動を行い、秋の文化祭等で学習成果を展示していきたいと説明いたしました。館長からはその展示等を利用して京大博物館での展示、発表をしてほしいと提言され、またこの場合、京大の資料も使用可能で、京大博物館までの生徒の往復交通費は京大側で負担していきたいと話されました。今後の具体的な取り組みは、後日打合せすることになりますが、館長からは今年度は化石をテーマにしたいという意向が示され、化石採取等の実習から研究発表、展示という取り組みになることが考えられます。また京大の博物館で地元の化石資料を展示するなど発展的な取り組みとなる可能性もあり、新たな展開も期待できます。

④ 「のびのび福知っ子」就学前発達支援事業の実施について

この事業は、子どもたちが自己肯定感をもって学校生活を送るために、就学までの時期に持てる力を伸ばすことを支援することが目的です。事業の内容は、一つは4歳児を対象とした4歳児クラス健診、2つ目は5歳児を対象として就学前スクリーニング、3つ目は就学前サポート、4つ目は発達障害に関する講演会・研修会を行っていきます。

- ⑤ 第66回全国都市教育長協議会（鹿児島市）の出席の報告
5月22日、23日に鹿児島市で開催された第66回全国都市教育長協議会に出席しました。中央教育審議会の答申を受けて、教育制度改革の議論が行われるなか、教育委員会制度や学校の統廃合の問題、いじめ防止対策推進法の「重大事態」に関する具体的な指針の策定に向けた取り組み手順等の報告がありました。
- ⑥ 平成26年度まなびのつながり強化推進事業「学校見学会」の開催について
市内在住の就学1年前幼児の保護者を対象に各小学校で6月に、学校見学会を行います。
- ⑦ 教育長の学校訪問について
全小中学校を5月末から6月末にかけて訪問します。この訪問の目的は学校運営方針に基づく管理職評価に関わって行うものです。
- ⑧ 教育委員の研修について
中丹地方教育委員会連絡協議会から中丹教育局主催の公開講座を教育委員の研修として、聴講していただきたいと連絡をいただきました。皆様には、参加いただきたいと思えます。

倉橋委員長 教育長から8つのことについて報告をいただきましたが、御質問はありませんか。

全委員 特にありません。

倉橋委員長 次に議題に移ります。

4. 議事

(1) 議第6号（福知山市立図書館協議会委員の委嘱又は任命について）

塩見図書館中央館長 ～資料に基づき説明～

資料3ページを御覧ください。このたび、任命又は委嘱する11人の皆さんの名簿でございます。4ページで法令を示しております。この法令に基づき、委嘱又は任命をするものでございます。

倉橋委員長 議第6号について、質問、意見はありませんか。

全委員 特になし。

倉橋委員長 議第6号について決議させていただきます。

全委員 異議なし。

倉橋委員長 それでは、異議はないので、可決承認いたします。

つぎに議第7号へ移ります。

(2) 議第7号(福知山市少年補導センター運営委員会委員の委嘱について)

崎山次長兼生涯学習課長 ～資料に基づき説明～
資料5ページからお願いいたします。7ページに法令を示しております。任期は2年であり、委嘱する皆様は6ページの名簿のとおりであります。

倉橋委員長 このことについて、質問はありませんか。

瀬田委員 少年補導センターには、責任者はおられるのですか。

崎山次長兼生涯学習課長
少年補導センターの事務局長として嘱託職員がおります。

瀬田委員 福知山市少年補導センター条例がありますが、この法の上位法はありますか。委員としてお世話になっている人たちの費用弁償があるのですか。

いろいろな事案が発生し、補導委員の皆さんには御苦勞もあるかと思えます。この皆さんに対して子どもたちへの対応を学ぶ研修会は行われておりますか。活動中に事故が発生した場合の災害補償はありますか。また、子どもたちの動きは福知山市内だけでなく広範囲にわたることがありますので、近隣の市町にある同じ機関と連携を図る組織があるのでしょうか。さらに府や国との連携はありますか。

崎山次長兼生涯学習課長
補導委員の方の中には、学校の生徒指導の先生がいらっしやいますし、警察OBの方には嘱託職員として勤務いただいております。こういったみなさんを中心に子どもへの対応の助言や情報提供をいただいております。

費用弁償に関してですが、ボランティアでお世話になっております。近隣市町との連携は積極的には行われておりません。種々の御質問に対しては、お調べして回答させていただきます。

荒木教育長 地方青少年問題協議会法が上位の法律となります。少年補導センターに関する会議を行った後には、研修会を行い活動に活かしていただいております。また、補導センターは、府下では、本市以外には舞鶴市や宇治市にはありますが、どの市にもあるものではありません。

倉橋委員長 おおよそ100人の補導委員さんの活動が円滑に進められるように仕組みや制度を整えていただくのがこの運営委員会委員さんであり、直接この方々が補導に従事されることはないものと理解します。

今年度、この委嘱に際し、大きな変化はあるのでしょうか。

崎山次長兼生涯学習課長

特に大きな変化はありません。

倉橋委員長

他に質問はありませんか。

全委員

特になし。

倉橋委員長

議第7号について決議させていただきます。

全委員

異議なし。

倉橋委員長

それでは、異議はないので、可決承認いたします。
つぎに議第8号へ移ります。

(2) 議第8号(福知山市立三岳小学校統合に関する要望書について)

藤田教育総務課参事

～資料に基づき説明～

資料8ページからお願いします。「地元要望に沿って三岳小学校の統合を進めるものとする」という議題であります。

9ページでは、各組織における閉校・統合に向けた今後の予定を示しております。そして、10ページからが三岳地域から提出された三岳小学校統合に関する要望書です。この中で示された4点の地元要望、(1)平成27年4月、三岳小学校を上川口小学校に統合されたい、(2)自主運行バスの利用による通学を検討したが利用は困難な為、スクールバスの運行により、児童の通学方法と安全確保に配慮されたい、(3)教育委員会は、地元住民・保護者・学校関係者等と協議を進め、円滑な統合に努められたい、(4)閉校後の跡地については、地元自治会と十分協議し、利活用を図られたい、これら4点の要望に沿うように統合をすすめるため、協議会との連携、そして補正での予算確保に努めたいと思います

倉橋委員長

このことについて、質問はありませんか。

P T Aで具体的に議論されてきた経過は、把握されていますか。この要望は地域全体として上げられたものであると思いますが、保護者の意見は聞かれていますか。

藤田教育総務課参事

数年前までは、統合しない方向で地域をあげて努力をされておりましたが、ここにきて少人数では如何ともし難いという苦渋の判断をされ、P T Aも一枚岩になっておられます。また、コーディネーターさんには、川口地域に何度も足を運んでいただき、調整をしていただいておりますので、川口地域のなかで話し合いが出来る環境が作られています。

瀬田委員 教育委員会と市長部局との調整は今後、どのように進められていくのですか。

藤田教育総務課参事

学校設置条例については、教育委員会から上程をしていきます。予算については、スクールバス運行に関し精査して、補正予算として9月議会で諮りたいと考えております。

瀬田委員

学校の設置者は地方公共団体でありますので、市長宛に地元から要望は出されているのですか。そして、市長は了解をされているのですか。補正予算を9月までにということですので、市長、また市長部局との調整を早急に進めていかなければと思います。

藤田教育総務課参事

10ページからの資料と同じ要望書を市長宛に出されております。市長もこれを受けて、子どもたちの教育環境を整えていきたいと伝えております。また、9月議会に向けて今後、予算計上できるようにこちらも準備をすすめていきたいと思っております。

大槻委員

子どもたち同士は、保育園から顔見知りだったり、小学校間の連携により、すぐに打ち解けられるのではないかと思います。

今後、この1年は、統合に向けて進められていくことになるなかで、子どもたちにもはっきり方向を示していただき、この最後の1年間、三岳小学校で過ごす時間を大事にできるように予定どおり進みますことを改めて願います。

倉橋委員長

受け入れる側の施設改修等の問題はありませんか。また、基本的には、この要望の4点を受け入れながら、取組むということでしょうか。

藤田教育総務課参事

上川口小学校へ統合しましても、特に施設改修を行う必要はありません。要望の4点について、(4)については閉校までに決定しなければならないということではありませんので、地元からの案もいただきながら考えていきたいと思っております。(3)については、当然、互いに協力しながら進めていかなければなりません。また(2)についても、要望にそえるように市長部局と詰めていきたいと思っております。

倉橋委員長

他に質問はありませんか。

全委員

特になし。

倉橋委員長

議第8号について決議させていただきます。

全委員 異議なし。

倉橋委員長 それでは、異議はないので、可決承認いたします。
つぎに報告事項へ移ります。

5. 教育委員会 報告・説明事項について

(1) 後援申請の承認結果について

由里教育総務課係長 ～資料に基づき報告～

- No.7 平成26年度第67回福知山市中学校総合体育大会
- No.8 平成26年度第54回福知山市中学校新人総合体育大会
- No.9 平成26年度第64回中丹中学校総合体育大会
陸上競技の部 柔道の部
- No.10 四季の星空観望会
- No.11 第5回関西女子硬式野球選手権大会
- No.12 第4回福知山車いすハンドボール大会
- No.13 都山流尺八演奏会
- No.14 ニューモラル講演会
- No.15 第42回音楽のつどい
- No.16 第35回京都府スポーツ少年団交流大会
- No.17 第9回京都府北部タグラグビー
- No.18 福知山市移動無料法律相談
- No.19 J A京都にのくにカップ第8回少年サッカー大会
- No.20 平成26年度福知山市文化祭第57回市民俳句大会

倉橋委員長 後援承認について、質問はありますか。

全委員 特になし。

倉橋委員長 なければ、次に「福知山市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程の一部改正について」の報告をお願いします。

(2) 福知山市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程の一部改正について

芦田次長兼学校教育課長 ～資料に基づき報告～

資料64ページからです。

高齢者部分休業と配偶者同行休業について追加するものです。国家公務員法、地方公務員法に関して改正されており、今回教職員についても改正するものです。66ページからがそれぞれの休業に関する要綱となります。これら休業の期間は身分の保証はされます。

倉橋委員長 このことについて、質問はありますか。

瀬田委員 制度自体は上位法に基づくものですので、異論はありませんが、承認の申請の仕方について、高齢者部分休業は、教育長に申請をすることのようですが、配偶者同行休業は校長に

申請をすることになっています。どちらも校長先生に申請をされなければ現場が混乱しないでしょうか。

芦田次長兼学校教育課長

配偶者同行休業については、申請書を校長に提出しますが、校長は副申書を作成し教育長へ申請する流れとなります。

瀬田委員

私が申し上げたいのは、高齢者部分休業は、配偶者同行休業のように具体的な承認申請について記載がないので、どうかということです。

芦田次長兼学校教育課長

これについては、整理をしたいと思います。

倉橋委員長

他に質問等はありませんか。

全委員

特になし。

6. 閉会

倉橋委員長が閉会を宣言。